

ちょっと待った！あなたのその行為、

入札談合等関与行為

ではありませんか！？



入札談合等関与行為の事例

談合の明示的な指示

A庁の職員は、土木・建築工事について、入札の執行前に、**落札予定者の割り振りを行い、その結果を窓口役の同庁OBに直接又はその補助役の同庁OBを通じて伝達し、窓口役の同庁OBは、割り振りの結果を業界側に伝達していた。**

受注者に関する意向の表明

B省の職員は、水門設備工事について、工事の発注前に、当該工事の**落札予定者について意向を、事業者間の調整を円滑に行うための「世話役」等と称する事業者に示す**などしていた。

発注に係る秘密情報の漏えい

C機構の職員は、機械設備工事のうち複数の物件について、これらの入札に参加していた事業者のうち特定の事業者の従業員に対し、各物件における入札前までに、**未公表の予定価格に関する情報を教示**していた。

D市の職員は、同市が発注する建設工事について、繰り返し、**落札予定者を選定し、落札予定者の名称及び工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示**するなどしていた。

E省の職員は、特定の事業者に対し、毎年、車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に、**未公表情報である当該入札に係る指名業者の名称又は当該入札の実施を予定する事務所等の名称等を教示**していた。

特定の談合の幫助

F市の特別理事は、F市発注の特定土木一式工事について、**特定の事業者の役員から提示された受注予定者を円滑に決定するための組合せ案に従い、F市契約課に対し指名業者の組合せを指示**していた。

入札談合等関与行為防止法に関するお問い合わせ先

TEL **03-3581-5471** (代表)

公正取引委員会事務総局

経済取引局総務課

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-2-3

虎ノ門アルセアタワー

北海道事務所	総務課	TEL 011-231-6300
東北事務所	総務課	TEL 022-225-7095
中部事務所	経済取引指導官	TEL 052-961-9422
近畿中国四国事務所	経済取引指導官	TEL 06-6941-2174
中国支所	総務課	TEL 082-228-1501
四国支所	総務課	TEL 087-811-1750
九州事務所	経済取引指導官	TEL 092-431-5882
内閣府沖縄総合事務局	公正取引課	TEL 098-866-0049



入札談合等関与行為

ではありませんか！？

① 談合の明示的な指示

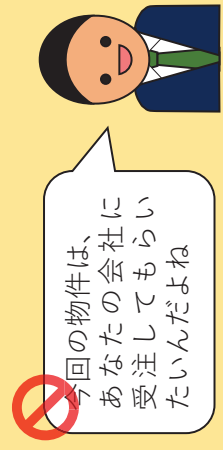
【例】事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者にその目標を達成するよう調整を指示する



「A社は〇〇円、B社は〇〇円を受注目標額としてお互い調整してね」

② 受注者に関する意向の表明

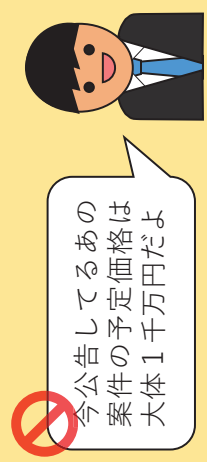
【例】受注者を指名又は受注を希望する事業者名を教示する



「今回の物件は、あなたの会社を受注してもらいたいんだよね」

③ 発注に係る秘密情報の漏えい

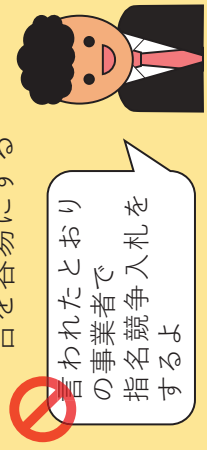
【例】公開していない予定価格、指名業者の名称、入札参加業者の技術評価点等を漏えいする



「今公告してるあの案件の予定価格は大体1千万円だよ」

④ 特定の談合の幫助

【例】指名競争入札において、事業者から依頼を受け、特定の事業者を入札参加者として指名し、入札談合を容易にする



「言われたとおり事業者で指名競争入札をするよ」

入札談合等関与行為防止法（官談法）では、以上の4つの行為を「**入札談合等関与行為**」として禁止しています。

裏面も御覧ください

こちらでもチェック★
「1分で分かる！官談法（入札談合等関与行為防止法）」
概要編

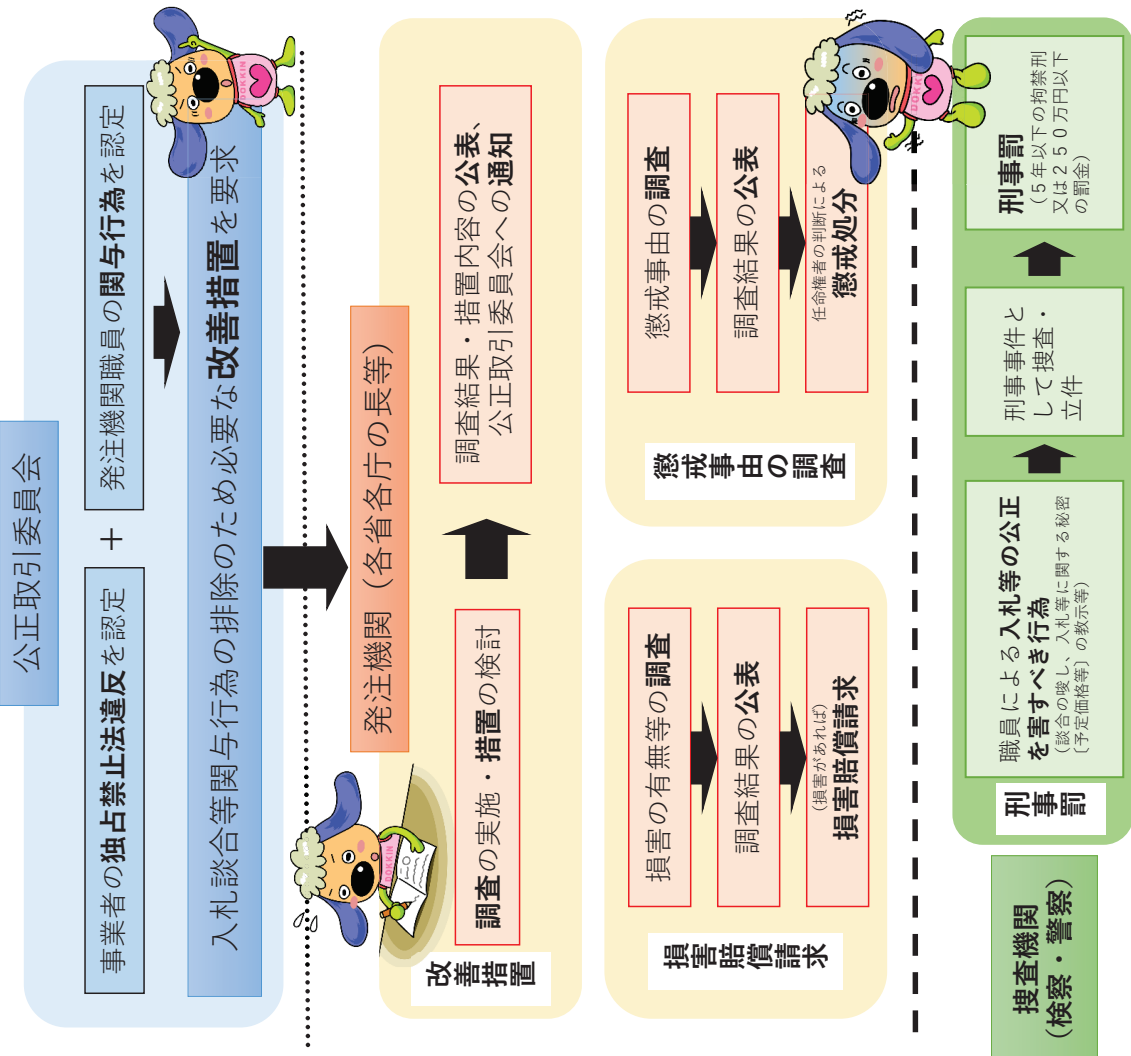
公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

1分で分かる！官談法＜概要編＞

(入札談合等関与行為防止法)

入札談合等関与行為防止法の概要

発注機関の職員の皆さんへ



裏面も御覧ください

こちらでもチェック★
「1分で分かる！官談法（入札談合等関与行為防止法）」
事例編



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

対象となる発注機関

- 本法が対象としている発注機関は、次のとおりです（第2条第1項から第3項）。
- ① 国
 - ② 地方公共団体
 - ③ 国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上出資している法人
 - ④ 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（政令により、日本電信電話株式会社及び日本郵政株式会社を除く。）

入札談合等関与行為

入札談合等関与行為防止法では、職員が入札談合等（競争により相手方を選定する方法により行う契約の締結に関し、参加事業者が他の事業者と共同して受注予定者を決定する等）により、独占禁止法に違反する行為（第2条第4項）に関与する行為として、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい及び④特定の談合の補助の4類型を定めています（第2条第5項第1号から第4号）。

これまでの入札談合等関与行為の事例については、当委員会ウェブサイトに掲載されている「入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」を御覧ください。

発注機関が講じる改善措置

公正取引委員会は、受注者である事業者側に対する入札談合の調査の結果、入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関に対し、その排除のために必要な改善措置を要求することができます（第3条）。当該要求を受けた発注機関は、自ら事実関係を調査し、必要と認める改善措置を講じなければなりません。

発注機関が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容については、公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければなりません。

職員による入札等の妨害

発注機関職員が、発注機関が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、入札談合を唆（そそのか）すこと、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金に処されることとされています（第8条）。

本規定は、独占禁止法違反行為の存在を前提としたものではありませんので、公正取引委員会の行う入札談合等に関する調査が契機となる場合に限定されず、捜査機関（検察・警察）が独自に探知して捜査が開始される場合もあります。

入札談合等関与行為防止法に関するお問い合わせ先

TEL 03-3581-5471 (代表)	北海道事務所 総務課	TEL 011-231-6300
公正取引委員会事務局総局	東北事務所 総務課	TEL 022-225-7095
経済取引局総務課	中部事務所 経済取引指導官	TEL 052-961-9422
〒105-0001	近畿中国四国事務所 経済取引指導官	TEL 06-6941-2174
東京都港区虎ノ門2-2-3	中国支所 総務課	TEL 082-228-1501
虎ノ門アルセアタワー	四国支所 総務課	TEL 087-811-1750
	九州事務所 経済取引指導官	TEL 092-431-5882
	内閣府沖縄総合事務局 公正取引課	TEL 098-866-0049

1分で分かる！官談法<①談合の明示的な指示編> (入札談合等関与行為防止法)

発注機関の職員の方へ



ちよっと待った！あなたのその行為、

入札談合等関与行為

ではありませんか！？

【例】事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者にその目標を達成するよう調整を指示する



入札談合等関与行為防止法（官談法）では、以下の4つの行為を「入札談合等関与行為」として禁止しています。

- ① 談合の明示的な指示
- ② 受注者に関する意向の表明
- ③ 発注に係る秘密情報の漏えい
- ④ 特定の談合の幫助

このほか、発注機関職員が入札等の妨害を行うと同法第8条の規定により刑罰が科せられる場合があります。

裏面も御覧ください

こちらもちェック★
「1分で分かる！官談法（入札談合等関与行為防止法）」
概要編
事例編



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

対象となる発注機関

本法が対象としている発注機関は、次のとおりです（第2条第1項から第3項）。

- ① 国
- ② 地方公共団体
- ③ 国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上出資している法人
- ④ 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（政令により、日本電信電話株式会社及び日本郵政株式会社を除く。）

入札談合等関与行為

入札談合等関与行為防止法では、職員が入札談合等（競争により相手方を選定する方法により行う契約の締結に関し、参加事業者が他の事業者と共同して受注予定者を決定する等により、独占禁止法に違反する行為（第2条第4項））に関与する行為として、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい及び④特定の談合の幫助の4類型を定めています（第2条第5項第1号から第4号）。

これまでの入札談合等関与行為の事例については、当委員会ウェブサイトに掲載されている「入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」を御覧ください。

発注機関が講じる改善措置

公正取引委員会は、受注者である事業者側に対する入札談合の調査の結果、入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関に対し、その排除のために必要な改善措置を要求することができ（第3条）。当該要求を受けた発注機関は、自ら事実関係を調査し、必要と認められる改善措置を講じなければなりません。

発注機関が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容については、公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければなりません。

職員による入札等の妨害

発注機関職員が、発注機関が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、入札談合を唆（そ）すこと、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金に処されることとされています（第8条）。

本規定は、独占禁止法違反行為の存在を前提としたものではありませんので、公正取引委員会の行う入札談合等に関する調査が契機となる場合に限定されず、捜査機関（検察・警察）が独自に探知して捜査が開始される場合もあります。

入札談合等関与行為防止法に関するお問い合わせ先

TEL **03-3581-5471**（代表）

公正取引委員会事務局

経済取引局総務課

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-2-3

虎ノ門アルセアタワー

北海道事務所 総務課

TEL 011-231-6300

東北事務所 総務課

TEL 022-225-7095

中部事務所 経済取引指導官

TEL 052-961-9422

近畿中国四国事務所 経済取引指導官

TEL 06-6941-2174

中国支所 総務課

TEL 082-228-1501

四国支所 総務課

TEL 087-811-1750

九州事務所 経済取引指導官

TEL 092-431-5882

内閣府沖縄総合事務局 公正取引課

TEL 098-866-0049

1分 で分かる！ 官談法 < ②受注者に関する意向の表明編 >
(入札談合等関与行為防止法)



ちよっと待った！あなたのその行為、

入札談合等関与行為

ではありませんか！？

【例】受注者を指名又は受注を希望する事業者名を教示する



入札談合等関与行為防止法（官談法）では、以下の4つの行為を「入札談合等関与行為」として禁止しています。

- ① 談合の明示的な指示
- ② 受注者に関する意向の表明
- ③ 発注に係る秘密情報の漏えい
- ④ 特定の談合の幫助

このほか、発注機関職員が入札等の妨害を行うと同法第8条の規定により刑罰が科せられる場合があります。

裏面も御覧ください

こちらもチェック★
「1分で分かる！官談法（入札談合等関与行為防止法）」概要編 事例編



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

対象となる発注機関

本法が対象としている発注機関は、次のとおりです（第2条第1項から第3項）。

- ① 国
- ② 地方公共団体
- ③ 国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上出資している法人
- ④ 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（政令により、日本電信電話株式会社及び日本郵政株式会社を除く。）

入札談合等関与行為

入札談合等関与行為防止法では、職員が入札談合等（競争により相手方を選定する方法により行う契約の締結に関し、参加事業者が他の事業者と共同して受注予定者を決定する等により、独占禁止法に違反する行為（第2条第4項））に関与する行為として、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい及び④特定の談合の幫助の4類型を定めています（第2条第5項第1号から第4号）。

これまでの入札談合等関与行為の事例については、当委員会ウェブサイトに掲載されている「入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」を御覧ください。

発注機関が講じる改善措置

公正取引委員会は、受注者である事業者側に対する入札談合の調査の結果、入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関に対し、その排除のために必要な改善措置を要求することができ（第3条）。当該要求を受けた発注機関は、自ら事実関係を調査し、必要と認められる改善措置を講じなければなりません。

発注機関が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容については、公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければなりません。

職員による入札等の妨害

発注機関職員が、発注機関が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、入札談合を唆（そそのか）すこと、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金に処されることとされています（第8条）。

本規定は、独占禁止法違反行為の存在を前提としたものではありませんので、公正取引委員会が行う入札談合等に関する調査が契機となる場合に限定されず、捜査機関（検察・警察）が独自に探知して捜査が開始される場合もあります。

入札談合等関与行為防止法に関するお問い合わせ先

TEL **03-3581-5471**（代表）

公正取引委員会事務局

経済取引局総務課

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-2-3

虎ノ門アルセアタワー

北海道事務所 総務課

TEL 011-231-6300

東北事務所 総務課

TEL 022-225-7095

中部事務所 経済取引指導官

TEL 052-961-9422

近畿中国四国事務所 経済取引指導官

TEL 06-6941-2174

中国支所 総務課

TEL 082-228-1501

四国支所 総務課

TEL 087-811-1750

九州事務所 経済取引指導官

TEL 092-431-5882

内閣府沖縄総合事務局 公正取引課

TEL 098-866-0049

1分で分かる！官談法＜③発注に係る秘密情報の漏えい編＞
(入札談合等関与行為防止法)

ちよっと待った！あなたのその行為、

入札談合等関与行為

ではありませんか！？

【例】公開していない予定価格、指名業者の名称、入札参加業者の技術評価点等を漏えいする



入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法〔官談法〕）では、以下の4つの行為を「入札談合等関与行為」として禁止しています。

- ① 談合の明示的な指示
- ② 受注者に関する意向の表明
- ③ 発注に係る秘密情報の漏えい
- ④ 特定の談合の幫助

このほか、発注機関職員が入札等の妨害を行うと同法第8条の規定により刑罰が科せられる場合があります。

裏面も御覧ください

こちらもちェック★
「1分で分かる！官談法（入札談合等関与行為防止法）」概要編 事例編

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

対象となる発注機関

本法が対象としている発注機関は、次のとおりです（第2条第1項から第3項）。

- ① 国
- ② 地方公共団体
- ③ 国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上出資している法人
- ④ 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（政令により、日本電信電話株式会社及び日本郵政株式会社を除く。）

入札談合等関与行為

入札談合等関与行為防止法では、職員が入札談合等（競争により相手方を選定する方法により行う契約の締結に関し、参加事業者が他の事業者と共同して受注予定者を決定する等により、独占禁止法に違反する行為（第2条第4項））に関与する行為として、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい及び④特定の談合の幫助の4類型を定めています（第2条第5項第1号から第4号）。

これまでの入札談合等関与行為の事例については、当委員会ウェブサイトに掲載されている「入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」を御覧ください。

発注機関が講じる改善措置

公正取引委員会は、受注者である事業者側に対する入札談合の調査の結果、入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関に対し、その排除のために必要な改善措置を要求することができ（第3条）。当該要求を受けた発注機関は、自ら事実関係を調査し、必要と認められる改善措置を講じなければなりません。

発注機関が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容については、公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければなりません。

職員による入札等の妨害

発注機関職員が、発注機関が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、入札談合を唆（そそのか）すこと、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金に処されることとされています（第8条）。

本規定は、独占禁止法違反行為の存在を前提としたものではありませんので、公正取引委員会の行う入札談合等に関する調査が契機となる場合に限定されず、捜査機関（検察・警察）が独自に探知して捜査が開始される場合もあります。

入札談合等関与行為防止法に関するお問い合わせ先

TEL 03-3581-5471 (代表)	北海道事務所 総務課	TEL 011-231-6300
公正取引委員会事務局	東北事務所 総務課	TEL 022-225-7095
経済取引局総務課	中部事務所 経済取引指導官	TEL 052-961-9422
〒105-0001	近畿中国四国事務所 経済取引指導官	TEL 06-6941-2174
東京都港区虎ノ門2-2-3	中国支所 総務課	TEL 082-228-1501
虎ノ門アルセアタワー	四国支所 総務課	TEL 087-811-1750
	九州事務所 経済取引指導官	TEL 092-431-5882
	内閣府沖縄総合事務局 公正取引課	TEL 098-866-0049

1分で分かる！官談法＜④特定の談合の補助編＞
(入札談合等関与行為防止法)

発注機関の職員の皆さんへ



ちょっと待った！あなたのその行為、

入札談合等関与行為

ではありませんか！？

【例】指名競争入札において、事業者から依頼を受け、特定の事業者を入札参加者として指名し、入札談合を容易にする



入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法〔官談法〕）では、以下の4つの行為を「入札談合等関与行為」として禁止しています。

- ① 談合の明示的な指示
- ② 受注者に関する意向の表明
- ③ 発注に係る秘密情報の漏えい
- ④ 特定の談合の補助

このほか、発注機関職員が入札等の妨害を行うと同法第8条の規定により**刑罰**が科せられる場合があります。

裏面も御覧ください

こちらもチェック★
「1分で分かる！官談法（入札談合等関与行為防止法）」
概要編
事例編



対象となる発注機関

本法が対象としている発注機関は、次のとおりです（第2条第1項から第3項）。

- ① 国
- ② 地方公共団体
- ③ 国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上出資している法人
- ④ 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（政令により、日本電信電話株式会社及び日本郵政株式会社を除く。）

入札談合等関与行為

入札談合等関与行為防止法では、職員が入札談合等（競争により相手方を選定する方法により行う契約の締結に関し、参加事業者が他の事業者と共同して受注予定者を決定する等により、独占禁止法に違反する行為（第2条第4項））に関与する行為として、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい及び④特定の談合の補助の4類型を定めています（第2条第5項第1号から第4号）。

これまでの入札談合等関与行為の事例については、当委員会ウェブサイトに掲載されている「入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」を御覧ください。

発注機関が講じる改善措置

公正取引委員会は、受注者である事業者側に対する入札談合の調査の結果、入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関に対し、その排除のために必要な改善措置を要求することができ（第3条）。当該要求を受けた発注機関は、自ら事実関係を調査し、必要と認められる改善措置を講じなければなりません。

発注機関が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容については、公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければなりません。

職員による入札等の妨害

発注機関職員が、発注機関が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、入札談合を唆（そそのか）すこと、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金に処されることとされています（第8条）。

本規定は、独占禁止法違反行為の存在を前提としたものではありませんので、公正取引委員会の行う入札談合等に関する調査が契機となる場合に限定されず、捜査機関（検察・警察）が独自に探知して捜査が開始される場合もあります。

入札談合等関与行為防止法に関するお問い合わせ先

TEL 03-3581-5471 (代表)	北海道事務所 総務課	TEL 011-231-6300
公正取引委員会事務局総局	東北事務所 総務課	TEL 022-225-7095
経済取引局総務課	中部事務所 経済取引指導官	TEL 052-961-9422
〒105-0001	近畿中国四国事務所 経済取引指導官	TEL 06-6941-2174
東京都港区虎ノ門2-2-3	中国支所 総務課	TEL 082-228-1501
虎ノ門アルセアタワー	四国支所 総務課	TEL 087-811-1750
	九州事務所 経済取引指導官	TEL 092-431-5882
	内閣府沖縄総合事務局 公正取引課	TEL 098-866-0049